○防衛省告示第百七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他　自衛艦等十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦その他　自衛艦等十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日一一〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

自衛艦等十三隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局大宮国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　指定する道路の部分

区間　久喜市菖蒲町下栢間字下在来八六〇番一から同市菖蒲町下栢間字下在来八五九番一まで

幅員　一〇九・一三～一八九・七五メートル

延長　〇・〇三五キロメートル

(四)　指定する期日　令和七年七月三十日

○九州地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年九州地方整備局告示第四十九号筑豊広域都市計画道路事業三・四・三十六―七号境口鴨生田線、七・七・三十六―三号境口鴨生田線側道南二号線、七・七・三十六―四号境口鴨生田線側道南三号線、七・七・三十六―六号境口鴨生田線側道北二号線、七・七・三十六―七号境口鴨生田線側道北三号線及び七・七・三十六―八号境口鴨生田線側道南四号線

三　事業施行期間　自平成三十一年三月二十九日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三十一年九州地方整備局告示四十九号の事業地のうち新町一丁目及び大字直方地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

国際部長参事吉田早樹人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる

議事部副部長秘書課長事務取扱参事日高孝一海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（七月二十七日）

参議院

当選通知書受領

七月二十五日内閣総理大臣から、七月二十日執行の参議院議員通常選挙の結果、次のとおり当選した旨の通知書を受領した。

［比例代表］

○自由民主党

舞立　昇治　福山　守　犬童　周作

山田　太郎　見坂　茂範　東野　秀樹

石﨑　聖子　釜萢　敏　有村　治子

石田　昌宏　本田　顕子　鈴木　宗男